

四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場経営戦略

団 体 名	:	四日市市
事 業 名	:	食肉センター・食肉地方卸売市場
策 定 日	:	令和 5 年 12 月
計 画 期 間	:	令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

※複数のと畜場を有する事業にあっては、と畜場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適	事 業 開 始 年 月 日	昭和33年10月
職 員 数	4人	市 場 名 称	地方卸売市場
前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度	平成20年度	次 回 再 整 備 予 定 年 度	令和10年度
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	施設の管理業務や衛生対策業務を含めて、全ての業務(と畜解体、市場卸売、内臓業務、部分肉加工業務)を(株)三重県四日市畜産公社(以下「畜産公社」という。)に委託している。	
	イ 指定管理者制度	-	
	ウ PPP・PFI	-	

(2) 料金形態

卸売業者市場使用料の 概 要 ・ 考 え 方	(四日市市食肉地方卸売市場業務条例別表による。) 【卸売業者市場使用料】 売上金額の1,000分の2
と 畜 場 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え 方	(四日市市食肉センターの設置及び管理に関する条例別表による。) 【と畜場使用料】 牛2,200円/頭、馬2,200円/頭、子牛馬(生後1年未満の牛馬)、豚605円/頭、めん羊、山羊605円/頭 出荷者からは、と畜場使用料とと畜解体料を合算した金額(牛11,550円/頭、豚1,870円/頭)を徴収しており、この単価は主要食肉市場(中央市場及び指定市場。以下同じ。)の中で、牛は2番目に高く、豚は平均額を若干上回る単価となっている。このため、他施設との競合の点から、現行料金の値上げは困難である。
施 設 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え 方	(四日市市食肉地方卸売市場業務条例別表による。) 【施設使用料】 卸売業者卸売場使用料:1平方メートル当たり 月額 220円 事務所、関連施設等使用料:1平方メートル当たり 月額 330円 枝肉冷蔵施設等使用料:1平方メートル当たり 月額 1,100円 部分肉加工施設使用料:1平方メートル当たり 月額 3,080円 簡易冷蔵庫使用料:1平方メートル当たり 月額 220円
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	昭和56年4月1日

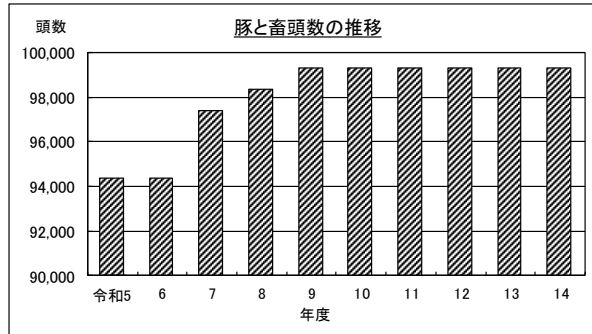
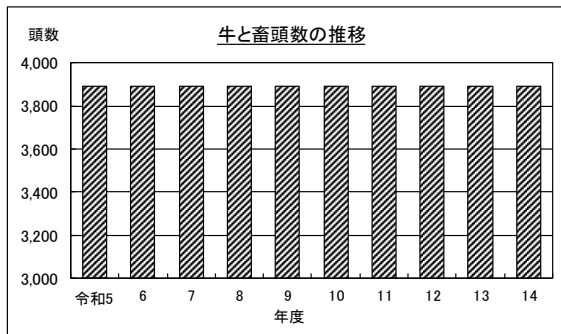
(3) 現在の経営状況

年間処理実績 (頭) ※過去3年度 分を記載	年度	牛	馬	豚	子牛	その他	合計
	R2	3,921		90,663	3		94,587
	R3	3,897		93,213	4		97,114
	R4	3,911		94,632	8		98,551
年間取扱高 ※過去3年度 分を記載	年度	牛枝肉		豚枝肉		合計	
		頭数(頭)	重量(t)	頭数(頭)	重量(t)	頭数(頭)	重量(t)
	R2	697	342	90,639	6,896	91,336	7,238
	R3	512	244	93,094	7,265	93,606	7,509
	R4	453	213	94,487	7,280	94,940	7,493
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度 分を記載	年度	牛枝肉		豚枝肉		合計	
	R2	618		6,896		7,514	
	R3	496		7,265		7,761	
	R4	442		7,280		7,722	
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R2	86%	R3	94%	R4	79%	
経費回収率 ※過去3年度分を記載	R2	30%	R3	31%	R4	31%	
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	R2	56%	R3	62%	R4	48%	
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	R2	%	R3	%	R4	%	
企業債残高対料金収入比 率 ※過去3年度分を記載	R2	%	R3	%	R4	%	
<p>【上記の収益、資産等の状況を踏まえた現在の経営状況の分析】 経常収支比率及び経費回収率は100%を下回り、他会計補助金比率は概ね50%を超えていることから、他の食肉市場(と畜場)と同様に、一般会計からの繰入金に依存した経営状態にある。 この地域で飼養されている黒毛和種の一部は、大消費地を持ち高値取引が期待できる大都市の食肉市場へ出荷されていることから、牛枝肉の年間取扱高は減少傾向にある。一方、豚枝肉の年間取扱高は、養豚農家の経営規模の拡大が進んでいることから、今後も増加することが見込まれる。</p>							

2. 将来の事業環境

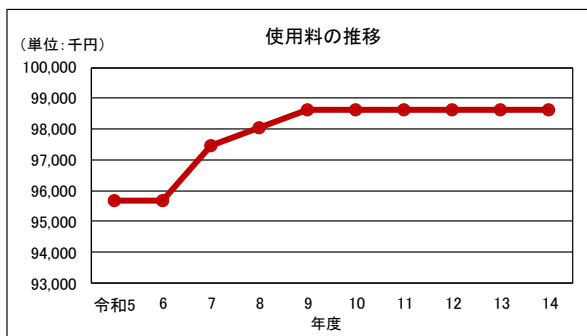
(1) 処理頭数の見通し

- ・牛のと畜頭数については、横ばいで推移すると見込んでいる。
- ・豚と畜頭数については、現在出荷されている生産者が規模拡大に取り組んでいるため増加する見込みである。



(2) 料金収入の見通し

養豚農家の規模拡大により令和9年度までは豚と畜頭数の増加に伴い収入増が期待でき、その後は横ばいを見込んでいる。



(3) 施設の見通し

本施設の一部は築40年以上が経過して老朽化が進行しているが、定期的な保守点検、予防的な整備等により業務に支障が出ないよう努めている。なお、衛生対策の強化を図るため、今後、家畜搬入車両の一方通行化に取り組んでいく。

(4) 組織の見通し

現在職員4名(正職員3名、会計年度任用職員1名)にて、と畜業務及び市場業務の管理・運営に当たっている。人事異動等により職員が代わっても、ノウハウの継承が行えるよう業務の共有や見える化を図っていく。また、施設の老朽化による修繕の増加や家畜搬入車両の場内一方通行化に対応するため、今後、必要に応じて人員の増加を要望していく。

3. 経営の基本方針

と畜場を併設した県内唯一の食肉市場として、市内外の畜産業の振興と市民へ新鮮で衛生的な食肉を供給するという重要な役割を果たしていく。また、食肉生産拠点としての機能を安定的に維持するため適切に施設整備を行うとともに、畜産関係者と連携して市場の販売力強化に向けて取り組む。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設稼働に支障を来さないよう、計画的に必要な整備を実施していく。併せて、衛生対策の強化を図るため、家畜搬入車両の場内一方通行化に取り組む。なお、一方通行化に当たっては、将来の建替工事に備えるべく最小限の投資で最大限の効果を得ることを目指す。
-----	--

ア. 施設・設備の長寿命化等の投資の平準化に関する事項

老朽化が進む施設や設備について、予防保全を導入し計画的な修繕・更新の実施による長寿命化に取り組んでおり、引き続き計画的な整備によって事業費の平準化に努める。

イ. 広域化に関する事項

当施設は、三重県北勢地域の家畜を中心に受け入れている県内基幹食肉処理施設の1つである。三重県主導で実施された県内食肉処理施設の再編統合検討の結果を踏まえ、現在の受け入れ態勢を継続していく。

ウ. 防災・安全対策に関する事項

現時点で、投資内容に防災・安全対策に関する内容は盛り込んでいないが、必要に応じて実施する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	豚と畜数増加及び市場取引頭数の増加により営業収入の増加を目指し、98百万円の料金収入を見込む。
-----	---

ア. と畜場使用料単価に関する事項

当施設のと畜場使用料、と畜解体料を合わせたと畜料金は、主要食肉市場の料金と比べて牛は2番目に高く、豚は平均額を若干上回る単価となっており、他施設との競合からも値上げは困難であり、現行の単価を継続する。

イ. 売上高使用料に関する事項

市場売上金額の1,000分の2を徴収している。国内の多くの食肉市場も同率で徴収しており、現行の割合を継続する。

ウ. 施設使用料単価に関する事項

現行の単価を継続する。

エ. その他料金単価に関する事項

施設利用者の使用による光熱水費については、現行の請求割合を継続して実費弁償金として徴収していく。

オ. 処理頭数に関する事項

養豚農家の経営規模拡大が進んでいることから、豚の処理頭数は増加を見込む。

カ. 取扱高に関する事項

豚と畜頭数の増加に伴い取扱高増を見込む。

キ. 繰入金に関する事項

当施設は、他の施設と同様に多額の一般会計からの繰入金に依存した運営になっている。今後、老朽化に伴う施設・設備の整備に要する投資や、衛生基準を満たすべく施設維持管理などに多額の経費が必要になり、施設利用者これらの経費を全額転嫁することは困難であるため、繰入金の増加が見込まれる。際限なく繰入金に頼っているのではなく、引き続き経費節減に向けて努めていく。

ク. 資産の有効活用に関する事項

黒毛和種の処理頭数の増加に努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア. 委託料に関する事項

施設管理は、開設者の市の責務であるが、設備・機器の日々の保守点検や軽微な修繕、衛生管理対策などは開設者で実施せず、施設業務の実施主体である畜産公社に業務委託する。委託費は年額150百万円程度を見込んでいる。

また、施設・設備の保守点検や修繕等の施設維持管理経費として年額26百万円と、主要設備の部品交換等の大規模修繕を年額5～25百万円(整備設備・機器により要する経費が異なる。)を見込んでいる。

イ. 職員給与費に関する事項

現行の職員配置(正職員3人、会計年度任用職員1人)が当該業務を実施する上で、適正配置であると考えており、現員給与費により職員給与費を計算しており、年額25百万円としている。

ウ. その他

市場卸売会社が市場運営の健全化を図るために実施する集出荷対策事業への補助金を営業費用に計上しており、その補助金は年額79百万円程度を見込み、県費と市費で1/2ずつ負担する。

また、施設で使用する光熱水費として、年間160百万円程度を見込んでいる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	—
投資の平準化	老朽化が進む施設や設備について、予防保全を導入し計画的な修繕・更新の実施による長寿命化に取り組んでおり、引き続き計画的な整備によって事業費の平準化に努める。
広域化	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

と畜場使用料単価	家畜出荷者は、と畜場使用料と畜産公社が徴収すると畜解体料等を合わせた金額を負担しており、この単価は主要食肉市場の中で、牛は2番目に高く、豚は平均額を若干上回る単価であり、現行料金の値上げは困難であると考えている。
処理頭数	養豚農家の経営規模拡大が進んでいることから、豚の処理頭数は増加を見込む。
売上高割使用料単価	現行の単価を維持していく計画であるが、他市場の動向を見ながら必要に応じて改定を検討する。
取扱高	豚と畜頭数の増加に伴い、取扱高増を見込む。
繰入金	事業収入の確保、的確な施設管理や老朽施設・設備の整備を行うことにより、繰入金の平準化に努める。
資産の有効活用等による収入増加の取組	当施設は他市場等と比較して敷地が狭小で余剰敷地もなく、土地資産として本来の業務以外の有効活用は不可能である。
その他の取組	・食肉市場の光熱水費については、利用者から適正に算出した実費弁償金を徴収する。 ・広域的な食肉処理流通拠点としての役割を果たしていることから、関係市町から運営費等について応分の負担を求めていくことを検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	委託業務内容を精査して、適正な価格での業務発注に努める。
管理運営費	施設の老朽化に伴い、施設修繕費の増加が見込まれる。
職員給与費	現職員数の確保に要する経費を見込む。
その他の取組	—

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	と畜場を併設した県内唯一の食肉市場として、食肉の集出荷、価格形成機能等を通じ、食肉の公正な取引と安定供給を行う食肉処理流通拠点として、重要な役割を果たしている。
公営企業として実施する必要性	本施設は、食肉取引の適正化及び流通の円滑化を図り、市民生活の安定に資するために、引き続き四日市市が開設者として運営し、公営企業として継続する。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	策定した経営戦略については、毎年度進捗管理を行うとともに、5年ごとに見直しを行う。なお、実績と計画との乖離が著しい場合など、必要に応じてその都度見直しを行う。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
				(決算)	(決算見込)											
収益的収入	1	総	収 益 (A)	500,274	451,953	519,727	540,197	538,603	539,184	474,765	442,265	442,265	442,265	442,265	442,265	
	(1)	営 業	収 益 (B)	167,648	178,820	197,201	179,286	181,101	181,682	182,263	182,263	182,263	182,263	182,263	182,263	
		ア	料 金 収 入	96,158	95,762	95,668	95,668	97,483	98,064	98,645	98,645	98,645	98,645	98,645	98,645	
		イ	受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ	そ の 他	71,490	83,058	101,533	83,618	83,618	83,618	83,618	83,618	83,618	83,618	83,618	83,618	
	(2)	営 業 外	収 益	332,626	273,133	322,526	360,911	357,502	357,502	292,502	260,002	260,002	260,002	260,002	260,002	
		ア	他 会 計 繰 入 金	332,051	273,097	322,524	360,909	357,500	357,500	292,500	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	
		イ	そ の 他	575	36	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	収益的支出	2	総	費 用 (D)	432,907	487,583	571,393	502,324	501,981	501,772	501,543	501,212	500,781	500,497	500,233	499,989
		(1)	営 業	費 用	427,863	483,411	567,629	499,071	499,071	499,071	499,071	499,071	499,071	499,071	499,071	499,071
			ア	職 員 給 与 費	24,813	24,941	24,941	24,941	24,941	24,941	24,941	24,941	24,941	24,941	24,941	24,941
				うち退職手当												
			イ	そ の 他	403,050	458,470	542,688	474,130	474,130	474,130	474,130	474,130	474,130	474,130	474,130	474,130
		(2)	営 業 外	費 用	5,044	4,172	3,764	3,253	2,910	2,701	2,472	2,141	1,710	1,426	1,162	918
		ア	支 払 利 息	5,044	4,172	3,763	3,252	2,909	2,700	2,471	2,140	1,709	1,425	1,161	917	
			うち一時借入金利息			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			うち資本費平準化債分													
		イ	そ の 他			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
資本的収入	3	収 支 差 引	(A)-(D) (E)	67,367	△ 35,630	△ 51,666	37,873	36,622	37,412	△ 26,778	△ 58,947	△ 58,516	△ 58,232	△ 57,968	△ 57,724	
	資本的収入	1	資 本 的 収 入 (F)	321,999	217,152	213,367	287,673	352,500	328,500	209,500	176,000	176,000	176,000	176,000	176,000	
		(1)	地 方 債	138,500	70,100	39,700	93,337	160,000	136,000	52,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	
			うち資本費平準化債													
		(2)	他 会 計 補 助 金	178,796	147,052	173,667	194,336	192,500	192,500	157,500	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	
		(3)	他 会 計 借 入 金													
		(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	4,703												
	(6)	工 事 負 担 金														
	(7)	そ の 他														
	資本的支出	2	資 本 的 支 出 (G)	308,158	179,521	214,387	328,018	340,906	342,733	209,898	170,714	154,159	144,169	139,162	130,614	
		(1)	建 設 改 良 費	207,143	98,476	110,200	222,900	228,000	228,000	113,000	63,000	63,000	63,000	63,000	63,000	
			うち職員給与費													
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	101,015	81,045	103,687	104,618	112,406	114,233	96,398	107,214	90,659	80,669	75,662	67,114	
		うち資本費平準化債償還金														
(3)		他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5)	そ の 他			500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500		
3	収 支 差 引	(F)-(G) (I)	13,841	37,631	△ 1,020	△ 40,345	11,594	△ 14,233	△ 398	5,286	21,841	31,831	36,838	45,386		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	81,208	2,001	△ 52,686	△ 2,472	48,216	23,179	△ 27,176	△ 53,661	△ 36,675	△ 26,401	△ 21,130	△ 12,338
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	10,860	10,350	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	92,068	12,351	△ 52,186	△ 1,972	48,716	23,679	△ 26,676	△ 53,161	△ 36,175	△ 25,901	△ 20,630	△ 11,838
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	94	79	77	89	88	88	79	73	75	76	77	78
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	167,648	178,820	197,201	179,286	181,101	181,682	182,263	182,263	182,263	182,263	182,263	182,263
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	725,417	644,373	650,486	639,169	686,762	708,529	664,131	592,917	538,258	493,590	453,927	422,813

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分												
収益的収支分	332,050	273,097	322,524	360,909	357,500	357,500	292,500	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000
うち基準内繰入金	30,744	30,333	31,046	29,271	29,100	28,996	28,881	28,715	28,550	28,408	28,276	28,154
うち基準外繰入金	301,306	242,764	291,478	331,638	328,400	328,504	263,619	231,285	231,450	231,592	231,724	231,846
資本的収支分	178,796	147,052	173,666	194,336	192,500	192,500	157,500	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000
うち基準内繰入金	50,507	40,522	51,843	52,309	56,203	57,117	48,199	53,607	45,329	40,334	37,831	33,557
うち基準外繰入金	128,289	106,530	121,823	142,027	136,297	135,383	109,301	86,393	94,671	99,666	102,169	106,443
合 計	510,846	420,149	496,190	555,245	550,000	550,000	450,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000

注: 当会計は、と畜場事業と食肉市場事業を合わせた会計で、と畜場事業については明確な繰出し基準が無いため、上表は市場事業の基準で作成した参考表。